

## 活水女子大学障がい学生支援委員会規程

### (設置)

第1条 活水女子大学(以下「本学」という。)に、「活水女子大学障がいのある学生の修学支援に関するガイドライン」に基づき、活水女子大学障がい学生支援委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、学内の関係部局等と連携を図りながら障がい学生への全学的な支援体制を強化し、もって障がい学生の円滑な修学に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この規程において「障がい学生」とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生で、本学に入学を希望する者及び在籍する学生をいう。

### (業務)

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい学生の受入方針の策定に関すること。
- (2) 障がい学生のための教育方法等の提案及び調整に関すること。
- (3) 障がい学生からの相談に関すること。
- (4) 支援情報等の公開に関すること。
- (5) 障がい学生への支援の啓発に関すること。
- (6) 施設・設備のバリアフリー化に関すること。
- (7) その他第2条の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 学生相談室長
- (6) 入試制度検討委員長
- (7) 人権委員長
- (8) 事務長
- (9) 入試課長
- (10) 教務課長
- (11) 就職課長
- (12) 管財課長
- (13) 学生生活支援課長
- (14) その他学長が必要と認めた者

2 前項第14号の委員は、委員長が任命する。

3 第1項第14号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員会の運営)

第6条 委員長は、第5条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(相談窓口)

第7条 障がい学生からの相談は、次の部署が窓口となり対応する。

(1)当該学科主任、保健室および就職課(本学に在籍している者)

(2)入試課(本学に入学を希望する者)

(合理的配慮の提供検討会議)

第8条 本学に合理的配慮の提供検討会議(以下、「検討会議」という。)をおく。検討会議は、障がい学生からの合理的配慮に関する相談事案について提供の有無および内容を検討し、学長に報告する。

(検討会議の組織)

第9条 検討会議は、次に掲げる教職員をもって組織する。

(1) 学生部長

(2) 教務部長

(3) 学生相談室長

(4) 当該学科主任

(5) 当該関係事務部署の所属長

(6) 学生生活支援課長

(7) 保健師

(8) その他学生部長が必要と認めた者

(議長)

第10条 検討会議の議長は、学生部長をもって充てる。

2 議長は、検討会議を招集する。

(所管)

第11条 委員会および検討会議の事務は、関係各課の協力を得て、学生生活支援課が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会および検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2020年(令和2年)3月12日から施行する。